

旧姓(旧氏)関係
(住民票の写し請求を含む)

委任状

記載例

(宛先)静岡市 区長
記入日 令和 元 年 6 月 1 日

委任者	住所	静岡市葵区追手町5番1号		
	氏名 (署名)	静岡花子	電話番号 〔平日の昼間に連絡がとれる電話番号〕	
	生年月日	明・大 昭 平・西暦 45年 5月 8日	000-0000-0000	

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 〔窓口に 来る人〕	住所	静岡市駿河区南八幡町10番40号		
	氏名	静岡太郎	委任者 との関係	夫の弟

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

《委任する事項の□にレ点等を記入》

- 旧姓(旧氏)の手続きに関すること
〔マイナンバー通知カードの記載事項変更を含む。通知カードの記載事項に変更がある場合は、代理人に通知カードを預けてください。〕
 旧姓(旧氏)の記載 (削除後の旧姓(旧氏)記載を含む)
 旧姓(旧氏)の変更
 旧姓(旧氏)の削除
- 「住民票(除票)の写し」の交付請求及び受領に関すること
 世帯全員の住民票(除票)の写し _____ 通
 個人(氏名 _____)の住民票(除票)の写し _____ 通
 次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入
 世帯主・続柄 本籍・筆頭者(日本人)
 国籍・地域(外国人) 在留情報(外国人)
 ※マイナンバー(個人番号) [利用目的: _____]
 ※住民票コード [利用目的: _____]
 ※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ
 郵送 (転送不可) します。

委任者が、すべての項目を記入してください。

委任事項

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。
【問合せ】静岡市各区戸籍住民課/葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126

旧姓(旧氏)関係
(住民票の写し請求を含む)

委任状

(宛先)静岡市 区長
記入日 令和 年 月 日

委任者	住所			
	氏名 (署名)		電話番号 〔平日の昼間に連絡がとれる電話番号〕	
	生年月日	明・大 昭 平・西暦 年 月 日	- -	

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 〔窓口に 来る人〕	住所			
	氏名		委任者 との関係	

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

《委任する事項の□にレ点等を記入》

- 旧姓(旧氏)の手続きに関すること
〔マイナンバー通知カードの記載事項変更を含む。通知カードの記載事項に変更がある場合は、代理人に通知カードを預けてください。〕
 旧姓(旧氏)の記載 (削除後の旧姓(旧氏)記載を含む)
 旧姓(旧氏)の変更
 旧姓(旧氏)の削除
- 「住民票(除票)の写し」の交付請求及び受領に関すること
 世帯全員の住民票(除票)の写し _____ 通
 個人(氏名 _____)の住民票(除票)の写し _____ 通
 次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入
 世帯主・続柄 本籍・筆頭者(日本人)
 国籍・地域(外国人) 在留情報(外国人)
 ※マイナンバー(個人番号) [利用目的: _____]
 ※住民票コード [利用目的: _____]
 ※マイナンバー(個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ
 郵送 (転送不可) します。

委任者が、すべての項目を記入してください。

委任事項

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)
※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。
【問合せ】静岡市各区戸籍住民課/葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126